

又は平成十二年改正法附則第二十四条第一項」とする。

5 第一項各号に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項（第二項の規定により、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定が読み替えて適用される場合を含む。）中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

6 前条第四項の規定にかかわらず、附則第九条第一項に規定する者について、厚生年金保険法第三百三十三条並びに第三百三十三条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同法第三百三十三条中、「前条第四項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の前条第二項に規定する額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同法第三百三十三条の二第二項中、「第三百三十二条第四項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第九条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項に規定する額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項

の規定により読み替えられた同条第一項」と、同条第三項中「第百三十二條第四項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項の政令で定める額若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項」とする。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄  
 （第三十一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置）</p> <p>第八条 旧農林共済組合員期間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百六条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間（第三項、附則第十六条第九項及び第三十条第一項において「沖繩農林共済通算期間」という。）を除く。次項において同じ。）の各月の旧農林共済法による標準報酬月額とみなす。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用は、厚生年金保険法第二条の四第一項の規定の適用については同法による保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置）</p> <p>第八条 旧農林共済組合員期間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百六条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間（第三項、附則第十六条第八項及び第三十条第一項において「沖繩農林共済通算期間」という。）を除く。次項において同じ。）の各月の旧農林共済法による標準報酬月額とみなす。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用は、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定の適用については保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用とみなす。</p>

(移行年金給付)

第十六条 旧農林共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。)については、第四項、第五項、第九項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

4 第一項に規定する年金である給付(以下「移行農林共済年金」という。)については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

(移行年金給付)

第十六条 旧農林共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。)については、第四項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第五項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

廃止前農林共済 法第三十八条第 二項	二十三万千四百 円とし	二十二万四千七百円に国民年金 法第二十七条に規定する改定率 であつて同法第二十七条の三及 び第二十七条の五の規定の適用 がないものとして改定したもの (以下「改定率」という。)を 乗じて得た額(その額に五十円 未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとす る。)とし
七万七千百円	七万四千九百円に改定率を乗じ て得た額(その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これを 切り捨て、五十円以上百円未満 の端数が生じたときは、これを 百円に切り上げるものとする。 )	
二十三万千四百 円)	二十二万四千七百円に改定率を 乗じて得た額(その額に五十円	

<p>廃止前農林共済 法第四十三條第 二項</p>		<p>廃止前農林共済 法第四十二條第 三項及び第四十 五條の九</p>	
<p>二十三万四千四百 円</p>	<p>六十万三千二百 円を</p>	<p>六十万三千二百 円より</p>	
<p>二十二万四千七百円に改定率を 乗じて得た額（その額に五十円 未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとし る。）</p>	<p>当該額を</p>	<p>国民年金法第三十三條第一項に 規定する障害基礎年金の額に四 分の三を乗じて得た額（その額 に五十円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げる ものとする。）より</p>	<p>未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとし る。）</p>

<p>廃止前農林共済 法第四十八条</p>	<p>六十万三千二百 円</p>	<p>国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額の四分の三に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>廃止前農林共済 法附則第九条第 二項第一号</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>
<p>廃止前昭和六十 年農林共済改正 法附則第十五条 第一項第一号及 び第二項</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>

<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号</p>	<p>額（新国民年金法第十六条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）</p>	<p>額</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第三項</p>	<p>千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千四百四十三円から千六百七十六円まで</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五百十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げるものとする。）</p>



		<p>満の端数が生じたときは、これを 一円に切り上げるものとする 。 ( )まで</p>
<p>廃止前昭和六十 年農林共済改正 法附則第十五条 第四項</p>	<p>三千百四十三円</p>	<p>三千五十三円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十銭未満の 端数が生じたときは、これを切 り捨て、五十銭以上一円未満の 端数が生じたときは、これを一 円に切り上げるものとする。)</p>
<p>廃止前昭和六十 年農林共済改正 法附則第十五条 第五項</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じ て得た額(その額に五十銭未満 の端数が生じたときは、これを 切り捨て、五十銭以上一円未満 の端数が生じたときは、これを 一円に切り上げるものとする。)</p>
<p>三千百四十三円</p>	<p>三千五十三円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十銭未満の 端数が生じたときは、これを切 り捨て、五十銭以上一円未満の 端数が生じたときは、これを一 円に切り上げるものとする。)</p>	

廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条第二号	額（新国民年金法第十六条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	額
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第四	三万四千百円	三万三千二百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	六万八千三百円	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

	<p>十萬二千五百円</p>	<p>十三萬六千六百円</p>	<p>十七萬七百円</p>
<p>）</p>	<p>九萬九千五百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>	<p>）</p> <p>十三萬二千六百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>	<p>）</p> <p>十六萬五千八百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>

5| 移行農林共済年金については、廃止前農林共済法第三十七条第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五條の三第一項及び第二項、第四十五條の四、第四十五條の六、第四十七條第一項第一号口及び第二号口、第二項第一号並びに第三項、第五十二條の二、附則第九条第二項第三号（廃止前農林共済法附則第九条の二第一項及び第三項、第十二條の二第二項、第十二條の三第二項及び第四項並びに第十三條第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十條第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）並びに附則第十八條、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第十四條第二項、第十七條第二項から第四項まで、第十八條及び第二十八條並びに平成六年農林共済改正法附則第六條の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、適用しない。

6| 第二項の規定による年金である給付（以下「移行農林年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

附則第三十條第一項	合算額	合算額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十條第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十七條に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じ

4| 第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）については、廃止前農林共済法第三十七條第一項第二号、第四十二條第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五條の三第一項及び第二項、第四十五條の四、第四十五條の六、第四十七條第一項第一号口及び第二号口、第二項第二号並びに第三項、第五十二條の二、附則第九条第二項第三号（廃止前農林共済法附則第九条の二第一項及び第三項、第十二條の二第二項、第十二條の三第二項及び第四項並びに第十三條第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十條第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）並びに附則第十八條、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第十四條第二項、第十七條第二項から第四項まで、第十八條及び第二十八條並びに平成六年農林共済改正法附則第六條の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、適用しない。

5| 第二項の規定による年金である給付（以下「移行農林年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

附則第三十條第一項	合算額	合算額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十條第一項		

<p>附則第三十四條第 (略)</p>	<p>附則第三十條第一 項第二号</p>
<p>月数を乗じて得</p>	<p>附則別表第六</p> <p>額</p> <p>三万七千七百十 六円を加算した 額</p> <p>七十五万四千三 百二十円に</p>
<p>月数を乗じて得た額に百十分</p>	<p>厚生年金保険法附則別表第二</p> <p>(略)</p> <p>たときは、これを切り捨て、 五円以上十円未満の端数が生 じたときは、これを十円に切 り上げるものとする。以下「 定額部分基本額」という。た だし、</p> <p>定額部分基本額に</p> <p>三万六千六百三十六円に改定 率を乗じて得た額(その額に 五十銭未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十 銭以上一円未満の端数が生じ たときは、これを一円に切り 上げるものとする。以下「定 額部分加算額」という。)を 加算した額とする。</p>
<p>附則第三十四條第 (略)</p>	
<p>月数を乗じて得た</p>	
<p>月数を乗じて得た額に百十分</p>	

一 項	附則第三十四條第 一項第一号	七十五万四千三 百二十円	た額	の百を乗じて得た額
附則第三十五條第 一項第一号	七十五万四千三 百二十円	定額部分基本額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
附則第三十五條第 一項第一号	三万七千七百十 六円	定額部分加算額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
	均標準給与の年 額の百分の九・ 五（同欄の一級 にあつては百分の 二十八・五とし 、同欄の二級に 該当する者にあ つては百分の十 九とする。）を 加算した額	相当する額に百分の百を乗 じて得た額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に 相当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に 相当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に 相当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号

一 項	附則第三十五條第 一項	相当する額に平均 標準給与の年額の 百分の九・五（同 欄の一級に該当す る者にあつては百 分の二十八・五と し、同欄の二級に 該当する者にあつ ては百分の十九と する。）を加算し た額	一 項	附則第三十五條第 一項
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相 当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相 当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相 当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相 当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相 当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相 当する額	二 項	附則第三十五條第 一項第一号

(略)					
(略)	附則第三十八条第一号	(略)	七十五万四千三百二十円	(略)	定額部分基本額
(略)	加算した額	「遺族年金基礎額」という。		(略)	定額部分基本額
(略)	加算した額に百分の百を乗じて得た額	「遺族年金基礎額」という。 (から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額		(略)	当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）

(略)	附則第三十八条第一号	(略)		(略)	
(略)	加算した額	「遺族年金基礎額」という。		(略)	
(略)	加算した額に百分の百を乗じて得た額	「遺族年金基礎額」という。 (から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額		(略)	当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）

附則第三十八条第 四号	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）
附則第四十条	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
附則第四十一条第 一項第一号	百分の六十八・〇七五に相当する額	百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第四十一条第一	二十六万九千九	二十六万二千百円に改定率を
	十五万四千二百 円	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。次号において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

附則第三十八条第 四号	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）
附則第四十条	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
	百分の六十八・〇七五に相当する額	百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額



項第二号	百円	乗じて得た額（その額に五十 円未満の端数が生じたときは 、これを切り捨て、五十円以 上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げ るものとする。）
附則第四十一条第 一項第三号	十五万四千二百 円	十四万九千七百円に改定率を 乗じて得た額（その額に五十 円未満の端数が生じたときは 、これを切り捨て、五十円以 上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げ るものとする。）

7・8 (略)

9 | 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額  
 は、廃止前農林共済法第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲  
 げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月  
 一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項及び次項  
 において同じ。）の月数で除して得た額とする。

- 一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済  
 法による標準給与の月額に、厚生年金保険法第四十三条第一項に規  
 定する再評価率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済

6・7 (略)

8 | 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額  
 は、廃止前農林共済法第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲  
 げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月  
 一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項及び次項  
 において同じ。）の月数で除して得た額とする。

- 一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済  
 法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第一の各号に  
 掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じ  
 て得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済

法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

10・11 (略)

12・14 (略)

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

2 附則第十六条第十項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加

法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

9・10 (略)

11 厚生年金保険法第三十四条の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金について準用する。

12・14 (略)

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額とする。

一・二 (略)

2 附則第十六条第九項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加

給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とする。 ) に、〇・九七一 (総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数) 以下「物価指数」という。 ) が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年二月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率) を乗じて得た額 (施行日以後国民年金法による老齢基礎年金 (以下単に「老齢基礎年金」という。 ) の支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 施行日以後における退職共済年金の額 (移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第五項、第九項及び第十項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 )

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とし、施行日以後国民年金法による老齢基礎年金 (以下単に「老齢基礎年金」という。 ) の支給を受けることとなったときは老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。 )

二 施行日以後における退職共済年金の額 (移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第八項及び第九項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とする。 )

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

（特例障害共済年金の支給）

第三十六条（略）

2～4（略）

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額）

（特例障害共済年金の支給）

第三十六条（略）

2～4（略）

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）

にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)  
を乗じて得た額

- 二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十三  
条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加  
給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第  
二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三  
条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものと  
して政令で定めるところにより算定した額とする。）

6・7（略）

（特例遺族共済年金の支給）

第三十七条（略）

2（略）

- 3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げ  
る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除  
した額を特例遺族共済年金の額とする。

- 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済  
年金の額（旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正  
法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により  
その額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額）に、○  
・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合において  
は、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七  
一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率  
）を乗じて得た額

- 二 施行日以後における遺族共済年金の額（廃止前農林共済法第四十  
八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに

- 二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十  
三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該  
加給年金額を控除した額）

6・7（略）

（特例遺族共済年金の支給）

第三十七条（略）

2（略）

- 3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げ  
る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除  
した額を特例遺族共済年金の額とする。

- 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済  
年金の額（旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正  
法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により  
その額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額）

- 二 施行日以後における遺族共済年金の額（廃止前農林共済法第四十  
八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに

第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 特例退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が、その額の算定の基礎となつてゐる施行日前平均標準給与年額(施行日の前日における同項第二号に規定する平均標準給与の年額をいう。以下同じ。)の百分の六十八・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額(国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは

第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは、当該加算額を控除した額)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 特例退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が、その額の算定の基礎となつてゐる施行日前平均標準給与年額(施行日の前日における同項第二号に規定する平均標準給与の年額をいう。以下同じ。)の百分の六十八・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額

二 施行日以後における退職年金の額

第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額)

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6 10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)

二 施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

6 10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における減額退職年金の額（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）

4 7 (略)

(特例通算退職年金の支給)

第四十条 (略)

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金（昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額

二 施行日以後における減額退職年金の額

4 7 (略)

(特例通算退職年金の支給)

第四十条 (略)

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金（昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三



月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第五項において「職務による特例障害年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 旧制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「昭和三十九年改正法」という。)附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金(昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害

月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第五項において「職務による特例障害年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「昭和三十九年改正法」という。)附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金(昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害

年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第六項において「職務によらない特例障害年金」という。)

の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における障害年金の額(国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額)

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務による特例障害年金の額のうち、その算定の基礎と

年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第六項において「職務によらない特例障害年金」という。)

の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額とする。

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額

二 施行日以後における障害年金の額

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務による特例障害年金の額のうち、その算定の基礎と

なっている施行日前平均標準給与年額の百分の九・五に相当する額に  
○・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。この場合において、同条第三項中「相当する額」とあるのは、「相当する額に○・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(特例遺族年金の支給)

第四十二条 (略)

2 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金(第八項において「職務による特例遺族年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を控除した額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額に○・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。

3 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百分の十を乗じて得た額に

なっている施行日前平均標準給与年額の百分の九・五に相当する額の支給を停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。

7・8 (略)

(特例遺族年金の支給)

第四十二条 (略)

2 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金(第八項において「職務による特例遺族年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を控除した額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百分の十を乗じて得た額と

○・九七一を乗じて得た額とする。

4 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第三号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）に、○・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合に、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定

する。

4 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第三号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）

める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

8 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額のうち、その算定の基礎となつている施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額に〇・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

9～10 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準と

二 施行日以後における遺族年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは、当該加算する額を控除した額)

8 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額のうち、その算定の基礎となつている施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額の支給を停止する。

9～10 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額(施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところによ

して政令で定める率)を乗じて得た額(施行日以後老齡基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齡基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齡厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

9 (略)

(特例障害農林年金の支給)

第四十五条 (略)

2 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額(附則第十六条第九項及び第十項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一级に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)とする。

3 厚生年金保険法第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。

4・5 (略)

り算定した額を控除した額)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齡厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

9 (略)

(特例障害農林年金の支給)

第四十五条 (略)

2 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額(附則第八項及び第九項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一级に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)とする。

3 厚生年金保険法第三十四条及び第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。

4・5 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

4 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第三十四条、第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

4 (略)

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄  
 （第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、<u>廃止前農林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。</u>この場合において、<u>廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な技術的読替え<u>その他廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十四項及び第十五項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、<u>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命</u></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、<u>廃止前農林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。</u>この場合において、<u>廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な技術的読替え<u>その他廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、<u>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命</u></p>



令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3  
11 (略)

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときのその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

13  
15

令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3  
11 (略)

12  
14

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄  
 （第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十四項及び第十五項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命</p>

に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に  
関し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の  
規定の適用に  
関し必要な事項は、政令で定める。

3）11（略）

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）であるときのその支給の停止に  
関し必要な事項は、政令で定める。

13 厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

14 移行農林共済年金のうち遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止に  
関し必要な事項は、政令で定める。

15 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

16 移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条

令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に  
関し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用  
に  
関し必要な事項は、政令で定める。

3）11（略）

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときのその支給の停止に  
関し必要な事項は、政令で定める。

の六第一項の規定により改定された場合における第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。）の適用に  
関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

17| 19|  
(略)

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額（移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第八項及び第九項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四

13| 15|  
(略)

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額（移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第五項、第九項及び第十項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2}4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 (略)

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2}4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 (略)

2、4 (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準報酬額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6・7 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額（当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額と

2、4 (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6・7 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは

みなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6 10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6 10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における減額退職年金の額（当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 7 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害年金の額（当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がない

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における減額退職年金の額（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）

4 7 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害年金の額（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）



ものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。

5～8 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 (略)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

9 (略)

5～8 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 (略)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

9 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第四項、第六十一条第一項、第六十二条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

4 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

4 (略)

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄  
 （第三十四条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十七項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとはされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定</p>	<p>附則</p> <p>（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとはされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定</p>

に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3  
16 (略)

17 移行農林共済年金のうち退職共済年金（平成二十年四月一日以後の特定期間（厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）に係る継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める。

18  
20 (略)

に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3  
16 (略)

17  
19 (略)

改 正 案	現 行
<p>（規約の変更等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。ただし、当該変更が同項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。</del></p> <p>（遺族の範囲）</p>	<p>（規約の変更等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。</del></p> <p>（遺族の範囲）</p>

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位（第五十一条第二項において「順位」という。）は、規約で定めるところによる。

一 配偶者（届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 （略）

三 前二号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位（第五十一条第二項において「順位」という。）は、規約で定めるところによる。

一 配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 （略）

三 前二号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

改正案	現行
<p>（解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等）                      第百十三条（略）</p> <p>2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した厚生年金基金連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、<u>第百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。</u></p> <p>第百十八条 第九十条第一項又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（事務の委託に関する経過措置）</p>	<p>（解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等）                      第百十三条（略）</p> <p>2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した厚生年金基金連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、<u>第百二条第二項並びに第百四条の規定を適用する。</u></p> <p>第百十八条 第九十条第一項又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（事務の委託に関する経過措置）</p>

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第百十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを厚生年金基金連合会に行わせることができる。

（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する経過措置）

第四条 第百十四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「申請は」とあるのは、「申請は、厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による厚生労働大臣の認可を受けている場合に限り行うことができるものとし」とする。

#### 第九条 削除

（適格退職年金契約に係る資産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換）

第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第百十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（附則第八条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを厚生年金基金連合会に行わせることができる。

（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する経過措置）

第四条 第百十四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「申請は」とあるのは、「申請は、厚生年金保険法附則第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の認可を受けている場合に限り行うことができるものとし」とする。

（改正規定の施行のために必要な準備）

第九条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十条第一項の規定による認可の手続は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

（適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職金共済機構への移換）

第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者



(以下この条において単に「中小企業者」という。)であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結したときは、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(以下この条において「引渡金額」という。)を機構に引き渡すものとする。

2 | 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合にお

(以下この条において単に「中小企業者」という。)であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の金額で、政令で定める額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を超えることができない。

いて、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数を超えることができない。

3 | 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 | 十一月以下 当該引渡しをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二 | 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 | 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 | 第一項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

2 | 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）  
（第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条 第九十一条）</p> <p>第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第九十一条の二 第九十一条の八）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>第十二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第一百七十二条 第一百七十七条の四）</p> <p>第十三章 罰則（第一百八条 第二百二三条）</p> <p>附則</p> <p>（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）</p> <p>第八十一条の二 確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者（当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、政令で定めるところにより計算したその者</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条 第九十一条）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>第十二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行（第一百七十二条）</p> <p>第十三章 罰則（第一百八条 第二百二十四条）</p> <p>附則</p>

- の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第一百五十五条の二及び第一百七条の二において同じ。）は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第一百五十五条の二及び第一百七条の二において「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 | 移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 | 移換先確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下「老齢給付金等」という。）の支給を行うものとする。
- 4 | 移換元確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。
- 5 | 移換先確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に

通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減、確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継並びに脱退一時金相当額の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(支給義務等の消滅)

第八十八条 事業主等は、第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものの支給又は第八十一条の第二項、第一百五十五条の第二項若しくは第一百七十五条の第二項の規定により終了した日までに移換すべきであつた脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(中途脱退者に係る措置)

第九十一条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の企業年金連合会(厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつ

(政令への委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減並びに確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(支給義務の消滅)

第八十八条 事業主等は、第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

たときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該中途脱退者又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金（一時金として支給するものに限る。以下この条、次条、第九十一条の四第三項、第九十三条の二第一項及び第二項第一号、第一百五十一条の四第四項、第一百五十一条の五第四項並びに第一百七十七条の三第三項において同じ。）の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 連合会は、中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

（終了制度加入者等に係る措置）

第九十一条の三 終了制度加入者等（終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第一項第二号において同じ。）は、終了した確定給付企業年金の清算人に第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下「残余

「財産」という。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

4 連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第九十一条の四 連合会が第九十三条の二第二項第一号に規定する業務を行っている場合にあつては、終了制度加入者等(当該確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第一号において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、障害給付金又は遺族給付金の支給を行うも

のとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「老齢給付金」とあるのは「障害給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

第九十一条の五 連合会が第九十三条の二第二項第二号に規定する業務を行っている場合にあつては、終了制度加入者等（当該確定給付企業年金が終了した日において遺族給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第二号において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対し、遺族給付金の支給を行うものとする。

4 第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、連合会が支給する前項の遺族給付金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する第五十一条第一項の規定にかかわらず、当該終了制度加入者等が死亡したときは、規約で定めるところにより、当



該終了制度加入者等の次の順位の遺族に遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項において同じ。）を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る第四十八条各号に掲げる者とし、遺族給付金を受けられることができる遺族の順位は連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条中「給付対象者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」とする。

7 第九十一条の三第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九十一条の五第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第九十一条の五第三項」と、「老齢給付金又は遺族給付金」とあるのは「遺族給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する第九十一条の三第五項の規定による通知について準用する。

（裁定）

第九十一条の六 連合会が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

（準用規定）

第九十一条の七 第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四

十八条、第五十三條及び第五十四條の規定は連合会が支給する第九十一條の二第三項、第九十一條の三第三項及び第九十一條の四第三項の遺族給付金について、第三十四條第二項、第四十四條、第四十六條、第五十二條及び第五十四條の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九條、第六十條第一項及び第二項、第六十一條、第六十六條、第六十七條並びに第六十八條の規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第七十二條の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第九十一條の八 この章に定めるもののほか、連合会による中途脱退者に係る措置及び終了制度加入者等に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務の委託)

第九十三條 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

(連合会の業務の特例)

第九十三條の二 連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九十一條の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受

(業務の委託)

第九十三條 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齡給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の三第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について老齡給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

2 連合会は、厚生年金保険法及び前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第九十一条の四第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の五第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。

三 前条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うこと。

(区分経理)

第九十三条の三 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第九十三条の四 第九十三条の二の規定により連合会が同条の業務を行う場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等又は連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等又は連合会に届け出なければならない。

(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)

第一百条の二 厚生年金基金は、その設立事業所(政令で定める場合にあっては、設立事業所の一部。以下この項において同じ。)が確定給付企業年金の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該確定給付企業年金の事業主等に、当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」といふ。))を除く。)の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 | 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第一百七条第一項の代議員会における同条第二項の代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

3 | 当該確定給付企業年金の事業主等は、第一項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、同項の権利義務を承継すること

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等に届け出なければならない。

ができる。

4 前項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事業主等（当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第三項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第三項の認可の申請を行う場合について準用する。

6 第三項の規定により権利義務が移転された当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者は、厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員とみなす。この場合において、同法第五百九条第四項第一号、第六十一条第四項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、同法第五百九条第一項及び第六十一条第一項から第三項までの規定の適用については、同法第五百九条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により読み替えて適用する第六十一条第一項の規定による徴収に係る者」と、同法第六十一条第一項中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第十條の二第一項の規定による権利義務の移転を行ったとき」と、「第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「現価相当額」と、「解散した基金」とあるのは「権利義務の移転を行った基金」と、同条第二項及び第三項中「解散した」とあるのは「権利義務の移転を行った」とする。

（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）

（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）

第百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主（厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該厚生年金基金を設立している事業主の全部）が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金代行給付を除く。）の支給に関する権利義務（当該厚生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないもの（第四項において「未支給給付」という。）の支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関する権利義務を除く。）の移転を申し出ることができる。

2 (略)

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第百四十五条第二項の規定による解散の認可があつたものとみなす。

この場合において、同法第百四十七条第四項、第百六十一条及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四十六条の規定の適用については、同法第百三十八条第六項中「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは「年金たる給付（第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付に限る。）とする。」とする。

4・5 (略)

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主（厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該厚生年金基金を設立している事業主の全部）が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付（以下「厚生年金代行給付」という。）を除く。）の支給に関する権利義務（当該厚生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないもの（第四項において「未支給給付」という。）の支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関する権利義務を除く。）の移転を申し出ることができる。

2 (略)

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第百四十五条第二項の規定による解散の認可があつたものとみなす。

この場合において、同法第百四十七条第四項、第百六十二条の三及び第百六十二条の四の規定は適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四十六条の規定の適用については、同法第百三十八条第六項中「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは「年金たる給付（第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付に限る。）とする。」とする。

4・5 (略)

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」という。）から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。

（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）

第百十五条（略）

2 第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う遺族給付金（第百十条の二第三項の承認若しくは認可を受けた日、第百十一条第二項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。）につ

第百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」という。）から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した厚生年金基金連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。

（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）

第百十五条（略）

2 第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う遺族給付金（第百十一条第二項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。）については、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年

いては、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第百二十六条において準用する同法第四十一条の規定を適用し、第三十四条の規定は適用しない。

（確定給付企業年金から厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換

）  
第百十五条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付（第五項及び第百十五条の五において「老齢年金給付等」という。）の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第百二十六条において準用する同法第四十一条の規定を適用し、第三十四条の規定は適用しない。



5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)  
第百十五条の三 厚生年金基金の中途脱退者(厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者をいう。以下この条において同じ。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該厚生年金基金から脱退一時金(同条第五項に規定する脱退一時金をいう。第四項において同じ。)の額に相当する額(以下この条において「脱退一時金相当額」という。)の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該厚生年金基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 当該厚生年金基金は、第二項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通

知しなければならない。

(連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第百十五條の四 連合会が第九十一條の二第三項又は第九十一條の三第三項の規定により老齡給付金の支給に関する義務を負っている者(以下「中途脱退者等」という。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齡給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齡給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齡給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齡給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(連合会から厚生年金基金への積立金の移換)

第百十五条の五 中途脱退者等は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該厚生年金基金に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならぬ。

(政令への委任)

第百十六条 この節に定めるもののほか、確定給付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の移転及び承継、脱退一時金相当額の移換、解散厚生年金基金等からの徴収金の徴収並びに連合会からの積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(政令への委任)

第百十六条 この節に定めるもののほか、確定給付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の移転及び承継並びに解散厚生年金基金等からの徴収金の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行

(確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第一百七十七条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者

(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。

次条第一項において同じ。)又は個人型年金加入者(同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。次条第一項において同じ。)の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下この条及び次条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運営管理機関等をいう。次条第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から確定拠出年金への積立金の移換)

第一百七十七条の三 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合

会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(政令への委任)

第一百七十七条の四 前二条に定めるもののほか、確定給付企業年金又は連合会から確定拠出年金への脱退一時金相当額又は積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百二十二条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第九十一条の二第五項又は第九十一条の三第五項（第九十一条の

第二百二十二条 基金が、第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

四第四項及び第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。

）の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第九十一条の二第六項（第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

附則

（事務の委託に関する経過措置）

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第一百三十一条の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（附厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第一百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる。

2 前項の規定により連合会が同項の業務を行う場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法附則第三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（事務の委託に関する経過措置）

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第一百三十一条の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第一百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを厚生年金基金連合会に行わせることができる。

2 前項の規定により厚生年金基金連合会の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法附則第三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（規約の変更）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。ただし、当該変更が同条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。</del></p>	<p>（規約の変更）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。</p> <p>2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。</del></p> <p>4（略）</p> <p>第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。</del></p>

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

2・3 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 (略)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者)(第三項第九号において「企業年金等対象者」という。)を除く。( )

2・4 (略)

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2・3 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 (略)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者)(第三項第八号において「企業年金等対象者」という。)を除く。( )

2・4 (略)



確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号） 抄

（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第二百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p>	<p>第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第二百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p>

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄  
（第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 雑則（第四十九条 第五十四条の三）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（他の制度の資産の移換）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（脱退一時金相当額等の移換）</p> <p>第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（厚生年金基金の脱退一時金相当額）（厚生年金保険法第四百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。）（確定給付企業年金の脱退一時金相当額）（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 雑則（第四十九条 第五十四条）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（他の制度の資産の移換）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。</p>

業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）の規約で定める年金給付等積立金（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。若しくは積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）を総称する。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十二条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（政令への委任）

第五十四条の三 前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（脱退一時金相当額等の移換）

第七十四条の二 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第七十三条の規定により準用する第三十二条第一項の通算加入者

等期間に算入するものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換  
に  
関し必要な事項は、政令で定める。

附  
則

(脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入  
者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に  
、  
脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又  
は個人型年金運用指図者でないこと。

- 二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定める  
ところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

- 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌  
月  
から起算して六月を経過していないこと。

- 2 前項の請求があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当  
該企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者  
に  
脱退一時金を支給する。

- 3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額とし  
て  
政令で定める額とする。

- 4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受  
け  
た月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者  
期  
間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、  
第  
三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期  
間  
に算入しない。

附  
則

5 企業型年金加入者であつた者が第一項の請求をした場合における第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六月以内」とあるのは、「六月以内（当該企業型年金加入者であつた者が附則第二条の二第一項の請求をした日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 四 (略)

五 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

六 (略)

七 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

2 5 (略)

(脱退一時金)

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 四 (略)

五 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること。

六 (略)

2 5 (略)

改正案	現行
<p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国民年金法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項</p>	<p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国民年金法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項</p>

から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七〇九 (略)

4 (略)

の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七〇九 (略)

4 (略)

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(第四十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第七十二条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第七十二条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>五 厚生年金保険法附則第二十九条第五項</p> <p>2 (略)</p>



社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(第四十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第五条 ドイツ連邦共和国の国民(協定第一条(1)(b)に規定するドイツ連邦共和国の国民をいう。以下同じ。)その他政令で定める者であつて、ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数、他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が六十以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第五条 ドイツ連邦共和国の国民(協定第一条(1)(b)に規定するドイツ連邦共和国の国民をいう。以下同じ。)その他政令で定める者であつて、ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数、他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数及び同条第五項に規定する保険料半額免除期間の月数を合算した月数が六十以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(第四十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(障害厚生年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条第一項若しくは第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条第一項若しくは第四項の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。</p> <p>一 特例による障害厚生年金の支給事由となった障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数</p> <p>二 二百から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数</p>	<p>(障害厚生年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。</p> <p>一 特例による障害厚生年金の支給事由となった障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数</p> <p>二 二百から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数</p>

2  
4  
(略)

2  
4  
(略)

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号） 抄  
 （第四十五条関係）

改 正 案

現 行

第五条 年金勘定ニ於テ八厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五条 年金勘定ニ於テ八厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス

第八条 （略）  
 ・ （略）

第八条 （略）  
 ・ （略）

年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険事業ノ経営上ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第五條 年金勘定ニ於テ八厚生年金保險事業經營上ノ保險料、一般會計、船員保險特別會計及國民年金特別會計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、年金資金運用基金ヨリノ國庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百十三條第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徵收金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、國民年金特別會計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ獨立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及企業年金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>	<p>第五條 年金勘定ニ於テ八厚生年金保險事業經營上ノ保險料、一般會計、船員保險特別會計及國民年金特別會計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、年金資金運用基金ヨリノ國庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百十三條第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徵收金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、國民年金特別會計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ獨立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号） 抄  
 （第四十七条関係）

改 正 案

現 行

<p>第五條 年金勘定ニ於テ八厚生年金保險事業經營上ノ保險料、一般會計、船員保險特別會計及國民年金特別會計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ國庫納付金、厚生年金保險法（昭和十九年法律第百十五号）第八十五條ノ三ノ規定ニ依ル厚生年金基金又ハ企業年金連合会ヨリノ徵收金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三條第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徵收金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、國民年金特別會計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ營繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ獨立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及企業年金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p> <p>第十三條 事業運営安定資金及児童手当勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得</p> <p>年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保險法第四章ノ二ノ規定ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得</p>	<p>第五條 年金勘定ニ於テ八厚生年金保險事業經營上ノ保險料、一般會計、船員保險特別會計及國民年金特別會計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ國庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三條第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徵收金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、國民年金特別會計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ營繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ獨立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及企業年金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p> <p>第十三條 事業運営安定資金及児童手当勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得</p> <p>年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保險法（昭和十九年法律第百十五号）第四章ノ二ノ規定ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得</p>
---	---

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基礎年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、<u>法第五十条第十項に規定する年金保険者たる共済組合等</u>（以下「年金保険者たる共済組合等」という。）からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合等への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）に掲げる額</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p>	<p>（基礎年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、<u>法第五十条第六項に規定する年金保険者たる共済組合等</u>（以下「年金保険者たる共済組合等」という。）からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合等への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号に掲げる額</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p>

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四号

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合



条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

二 (略)

二 (略)

健康保険法（大正十一年法律第七十号） 抄  
 （第四十九条関係）

改正案	現行
<p>（定時決定）                      第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条又は第四十三条の二の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。</p> <p>（育児休業等を終了した際の改定）                      第四十三条の二 保険者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づき育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限</p>	<p>（定時決定）                      第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。</p>

（傍線部分は改正部分）

るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

- 2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 保険者は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 (略)

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(特定療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の附属

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 保険者は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 (略)

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(特定療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の附属

施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の承認を受けたもの（第十二項において準用する第六十五条の規定により、病床の全部又は一部を除いて承認を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「特定承認保険医療機関」という。）のうち自己の選定するものから受けた療養

二（略）

2 14（略）

第百十八条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付（傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、行わない。

一 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。

二 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2（略）

（日雇特例被保険者手帳）

第百二十六条（略）

2（略）

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、保険者に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

4（略）

施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の承認を受けたもの（第十三項において準用する第六十五条の規定により、病床の全部又は一部を除いて承認を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「特定承認保険医療機関」という。）のうち自己の選定するものから受けた療養

二（略）

2 14（略）

第百十八条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付は、行わない。

一 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。

二 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2（略）

（日雇特例被保険者手帳）

第百二十六条（略）

2（略）

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は前条の規定による承認を受けたときは、保険者に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

4（略）

第五十九条 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第二百十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百一十一條の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百一十一條の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百十四條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百八條又は前条

第五十九条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他政令で定める法令に基づき育児休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日（その日が当該育児休業に係る子が一歳六か月に達する日以後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳六か月に達する日）の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第二百十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二百八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 | 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

改正案	現行
<p>（定時決定）</p> <p>第四十一条 保険者は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（改定）</p> <p>第四十三条 保険者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（育児休業等を終了した際の改定）</p> <p>第四十三条の二 保険者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を</p>	<p>（定時決定）</p> <p>第四十一条 保険者は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（改定）</p> <p>第四十三条 保険者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（育児休業等を終了した際の改定）</p> <p>第四十三条の二 保険者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を</p>

行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2  
（略）

行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2  
（略）



船員保険法（大正十四年法律第七十三号） 抄  
 （第五十一条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第四条ノ二 社会保険庁長官八育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号ニ規定スル育児休業又八同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ滿タザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキ八前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テ八育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキ八其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス</p> <p>前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テ八前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テ八社会保険庁長官八其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキ八其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額</p>	

（傍線部分は改正部分）

ヲ改定ス

第四条ノ三 被保険者ノ報酬月額八左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日又ハ八時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ属スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キ場合（歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク）ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四ノ六（略）

第四条ノ四（略）

第四条ノ五（略）

第四条ノ二 被保険者ノ報酬月額八左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日又ハ八時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ属スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キ場合（歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク）ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四ノ六（略）

第四条ノ三（略）

第四条ノ四（略）

第四条ノ三第二項ノ規定ハ標準賞与額ノ算定ニ関シ之ヲ準用ス

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

一ノ四（略）  
）（略）

第五十九条ノ四 育児休業等ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依リ被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ其ノ育児休業等ヲ開始シタル日ノ属スル月以後其ノ育児休業等ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百十一条ノ規定ニ依ル徴収

第四条ノ二第二項ノ規定ハ標準賞与額ノ算定ニ関シ之ヲ準用ス

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク

一ノ四（略）  
）（略）

第五十九条ノ四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者ノ福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依リ被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十九条ノ三 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク厚生労働省

職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽リノ陳述ヲ為シタル者

二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法  
第四百一条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ当該検  
査ニ関シ偽リノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者

第七十条 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ  
定アルモノ（以下本条ニ於テ人格ナキ社団等ト称ス）ヲ含ム以下本項  
ニ於テ之ニ同ジ）ノ代表者（人格ナキ社団等ノ管理人ヲ含ム）又ハ法  
人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又  
ハ財産ニ関シ第六十八条又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキ八行為者  
ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

人格ナキ社団等ニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又  
ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付当該人格ナキ社団等ヲ代表スルノ外法人  
ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用  
ス

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官  
ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為  
サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文

令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十万円以下ノ過料  
ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク厚  
生労働省令ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出  
若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ  
提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第  
九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件  
ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該  
職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦  
第一項ニ同ジ

第七十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業  
者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第六十八条ノ違反行為ヲ為シタルト  
キ八行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

書ノ提示ヲ為サズ又八同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告、申出若八届出ヲ為サズ若八虚偽ノ報告、申出若八届出ヲ為シ又八同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同シ

医師、齒科医師、薬剤師若八手当ヲ行ヒタル者又八之ヲ使用スル者第九條ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若八診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又八同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若八虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同シ

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 抄  
（第五十二条関係）

改正案

現行

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第一条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

（傍線部分は改正部分）

人事訴訟法（平成十五年法律第九号） 抄  
 （第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬の按分割合<small>あき</small>に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分をいう。）（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。</p> <p>2／4 （略）</p>	<p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分又は財産の分与に関する処分（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。</p> <p>2／4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p> <p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険組合、厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p> <p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>



2 (略)

(利益を代表する者の指名)

第三十条 厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険（厚生年金基金及び企業年金連合会並びに石炭鉱業年金基金の行う事業を含む。）ごとに、被保険者（厚生年金基金の加入員並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）の利益を代表する者及び事業主（船員保険にあつては、船舶所有者）の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

2 (略)

2 (略)

い。

(利益を代表する者の指名)

第三十条 厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険（厚生年金基金及び企業年金連合会並びに石炭鉱業年金基金の行なう事業を含む。）ごとに、被保険者（厚生年金基金の加入員並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）の利益を代表する者及び事業主（船員保険にあつては、船舶所有者）の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

2 (略)

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号口及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>26（略）</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ二第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号口及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>26（略）</p>

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)(第十一条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)(を除く。)(「と、「以下単に「船舶」という。)(「とあるのは「以下単に「船舶」という。)(又は労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)(「と、同法附則第七条の三第一項第三号中「船舶」とあるのは「船舶(労務供給船員にあつては、当該労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所)「とする。

2・3 (略)

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)(第十一条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)(を除く。)(「と、「以下単に「船舶」という。)(「とあるのは「以下単に「船舶」という。)(又は労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)(「と、同法附則第八条第二項中「船舶」とあるのは「船舶(労務供給船員にあつては、当該労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所)「とする。

2・3 (略)

健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号） 抄  
 （附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第十條（略）</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額<sup>の区分の改定が行われた場合におい</sup>ては、船員保険法第四條第一項中「区分」とあるのは「<u>区分</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十條第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四條ノ五第一項中「<u>二百万円ヲ</u>」とあるのは「<u>二百万円</u>（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十條第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第十條（略）</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額<sup>の区分の改定が行われた場合におい</sup>ては、船員保険法第四條第一項中「区分」とあるのは「<u>区分</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十條第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四條ノ四第一項中「<u>二百万円ヲ</u>」とあるのは「<u>二百万円</u>（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十條第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3（略）</p>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）抄  
 （附則第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）                  第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け                  ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三                  条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律                  第七十三号）第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項                  、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条                  前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る                  部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）                  第二百二条第一項、<u>第百三条の二</u>、<u>第百四条第一項</u>（同法第百二条第                  一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十                  二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二                  条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の                  保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四                  十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定                  に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六                  号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る                  部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わ</p>	<p>（許可の欠格事由）                  第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け                  ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条若しくは第二                  百十四条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条若                  しくは第七十条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十                  号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前                  段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法                  律第百十五号）<u>第百二条第一項</u>、<u>第百四条</u>（同法第百二条第一項の                  規定に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若しくは第二項若                  しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若しくは第二項の規                  定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律                  （昭和四十四年法律第八十四号）<u>第四十六条前段若しくは第四十八                  条第一項</u>（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇                  用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）<u>第八十三条若しくは第八                  十六条</u>（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により                  罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることが                  なくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過  
しない者

三丁六（略）

三丁六（略）

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号） 抄  
 （附則第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三                  条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律                  第七十三号）第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項                  、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条                  前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に                  限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二                  条第一項、<u>第百三条の二</u>、<u>第百四条第一項</u>（同法第百二条第一項若                  しくは第百三条の二に係る部分に限る。）、<u>第百八十二条第一項若                  しくは第二項若しくは第百八十四条</u>（同法第百八十二条第一項若し                  くは第二項に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関                  する法律（昭和四十四年法律第八十四号）<u>第四十六条前段若しくは</u>  <u>第四十八条第一項</u>（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）、又は                  雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）<u>第八十三条若しくは第</u>  <u>八十六条</u>（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰金                  の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可                  を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条若しくは第二                  百十四条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条若                  しくは第七十条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五                  十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条                  前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第                  百十五号）<u>第百二条第一項</u>、<u>第百四条</u>（同法第百二条第一項に係る                  部分に限る。）、<u>第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第百                  八十四条</u>（同法第百八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限                  る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法                  律第八十四号）<u>第四十六条前段若しくは第四十八条第一項</u>（同法第                  四十六条前段に係る部分に限る。）、又は雇用保険法（昭和四十九年                  法律第百十六号）<u>第八十三条若しくは第八十六条</u>（同法第八十三                  条に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行                  を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年                  を経過しない者</p>

なつた日から起算して五年を経過しない者  
三丁六（略）

三丁六（略）



改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）                      第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。                      一 八（略）                      二 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。                      一 十二（略）                      十二の二 国民年金基金の委託を受けて、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務を行うこと。                      十三 十八（略）                      三・四（略）</p>	<p>（業務の範囲）                      第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。                      一 八（略）                      二 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。                      一 十二（略）                      十三 十八（略）                      三・四（略）</p>

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百一十七号） 抄  
 （附則第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被保険者の資格）</p> <p>第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によ</p>	<p>（被保険者の資格）</p> <p>第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につ</p>

りその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五・六 (略)

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一～六 (略)

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれにも該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定

き同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五・六 (略)

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一～六 (略)

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれにも該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算

<p>めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。  ( )を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を  合算した期間</p> <p>4  7  (略)</p>	<p>定される期間をいう。以下この号において同じ。( )を有する者であ  る場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間</p> <p>4  7  (略)</p>
--	---

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律</p> <p>1 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。</p>	<p>平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律</p> <p>1 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。</p>
<p>国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額</p>	<p>国民年金法第十六条の二</p>
<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二</p>

<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の額</p>	<p>厚生年金保険法第三十四条</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付の額</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条</p>
<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金である給付の額</p>	<p>平成十三年厚生農林統合法附則第十六條第十一項において準用する厚生年金保険法第三十四条</p>
<p>平成十三年厚生農林統合法附則第四十五條第一項に規定する特例障害農林年金の額</p>	<p>平成十三年厚生農林統合法附則第四十五條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条</p>

<p>児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の額</p>	<p>児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当の額</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>
<p>平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額</p>	<p>平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条</p>	<p>児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の額</p>	<p>児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当の額</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>

<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）による年金である給付の額</p>	<p>国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十條第一項に規定する旧共済法による年金の額</p>	<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による年金である給付の額</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九條</p>	<p>国家公務員共済組合法第七十二條の二</p>	<p>昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項及び第二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法第七十四條の二</p>	<p>昭和六十年地方公務員共</p>

<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）による年金である給付の額</p>	<p>国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十條第一項に規定する旧共済法による年金の額</p>	<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による年金である給付の額</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九條</p>	<p>国家公務員共済組合法第七十二條の二</p>	<p>昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項及び第二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法第七十四條の二</p>	<p>昭和六十年地方公務員共</p>



<p>2 (略)</p>	<p>私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によりこととされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額</p>	<p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額</p>	<p>する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額</p> <p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二</p>
<p>2 (略)</p>	<p>私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によりこととされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額</p>	<p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額</p>	<p>する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額</p> <p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二</p>

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）抄  
（附則第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>名称</p>	<p>根拠法</p>	<p>名称</p>	<p>根拠法</p>
<p>（退職手当等とみなす一時金） 第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。 一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの 二・三（略） 別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人</p>		<p>（退職手当等とみなす一時金） 第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。 一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び厚生年金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの 二・三（略） 別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人</p>	

二 (略)	(略)	厚生年金基金	(略)	企業年金連合会	企業年金基金	(略)			
	(略)						厚生年金保険法	確定給付企業年金法	(略)
	(略)								
	(略)								
	(略)								

二 (略)	(略)	厚生年金基金連合会	厚生年金基金	(略)	企業年金基金	(略)				
							厚生年金保険法	確定給付企業年金法	(略)	
										(略)
										(略)
										(略)

改 正 案	現 行
<p>（退職年金等積立金の額の計算） 第八十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法第二百二十二条第三項（老齢年金給付の基準）に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額</p> <p>ロ 水（略）</p> <p>二 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命保険の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額</p>	<p>（退職年金等積立金の額の計算） 第八十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金連合会が厚生年金保険法第二百二十二条第三項（老齢年金給付の基準）に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額</p> <p>ロ 水（略）</p> <p>二 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命保険の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額</p>

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る保険業法第一百六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号及び第四号において「責任準備金額」という。）のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法第三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ（二）（略）

三 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第三十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法第三百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る保険業法第一百六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号及び第四号において「責任準備金額」という。）のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第三百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ（二）（略）

三 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第三十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第三百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した

金額の合計額

口二 (略)

四 (略)

五 厚生年金基金契約、確定給付年金基金資産運用契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法第三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

口・八 (略)

六 (略)

七 厚生年金基金契約又は確定給付年金基金資産運用契約に係る有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の管理の受託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法第三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

口 (略)

した金額の合計額

口二 (略)

四 (略)

五 厚生年金基金契約、確定給付年金基金資産運用契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

口・八 (略)

六 (略)

七 厚生年金基金契約又は確定給付年金基金資産運用契約に係る有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の管理の受託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

口 (略)

八 (略)

3・4 (略)

別表第二 公益法人等の表 (第二条、第三条関係)

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
(略)	(略)
企業年金基金	確定給付企業年金法
企業年金連合会	厚生年金保険法
(略)	(略)
厚生年金基金	厚生年金保険法
(略)	(略)

二 (略)

八 (略)

3・4 (略)

別表第二 公益法人等の表 (第二条、第三条関係)

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
(略)	(略)
企業年金基金	確定給付企業年金法
厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	厚生年金保険法
(略)	(略)

二 (略)

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）抄  
 （附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
厚生年金保険法第三百十條第一項から第三項まで（基金の業務）又は第百五十九條第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一條の六第二項（裁定）に規定する給付に関する文書	厚生年金基金又は企業年金連合会	厚生年金保険法第三百十條第一項から第三項まで（基金の業務）又は第百五十九條第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第三項第一号（連合会の業務）に掲げる事業に関する文書	厚生年金基金又は厚生年金基金連合会
(略)	(略)	(略)	(略)
確定給付企業年金法第三十條第三項（裁定）に規定する給付に関する文書	企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十條第三項（裁定）に規定する給付に関する文書	企業年金基金



登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号） 抄  
 （附則第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 企業年金基金 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	一 事務所用建物（専ら自己の事務所用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限り。		二 企業年金基金 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	一 事務所用建物（専ら自己の事務所用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限り。	

<p>二の二 企業年 金連合 会</p>	<p>厚生年金保険 法（昭和二十 九年法律第百 十五号）</p>	<p>（略）</p>	<p>六 厚生 年金基 金</p>
		<p>（略）</p>	<p>厚生年金保険 法</p>
<p>う定めがある場合に当該企 業年金基金が受ける登記に 限る。）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百五十 九条第五項（福祉施設）の 施設の用に供する建物の所 有権の取得登記又は当該施 設の用に供する土地の権利 の取得登記</p>	<p>（略）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百三十 条第四項（福祉施設）の施 設の用に供する建物の所有 権の取得登記又は当該施設 の用に供する土地の権利の</p>
	<p>第三欄の第一 号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。</p>	<p>（略）</p>	<p>第三欄の第一 号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>六 厚生 年金基 金及び 厚生年 金基金 連合会</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>厚生年金保険 法（昭和二十 九年法律第百 十五号）</p>
<p>う定めがある場合に当該企 業年金基金が受ける登記に 限る。）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百三十 条第四項又は第百五十九条 第四項（福祉施設）の施設 の用に供する建物の所有権 の取得登記又は当該施設の</p>	<p>（略）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百三十 条第四項又は第百五十九条 第四項（福祉施設）の施設 の用に供する建物の所有権 の取得登記又は当該施設の</p>
	<p>第三欄の第一 号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。</p>	<p>（略）</p>	<p>第三欄の第一 号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。</p>

(略)	
(略)	
(略)	取得登記
(略)	

  

(略)	
(略)	
(略)	用に供する土地の権利の取得登記
(略)	

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）抄  
 （附則第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
企業年金連合会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金連合会	厚生年金基金連合会

二 (略)	(略)	二 (略)	(略)
----------	-----	----------	-----

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号） 抄  
 （附則第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十九 （略）</p> <p>百 厚生年金基金、<u>企業年金連合会</u>、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事</p> <p>百の二 百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十九 （略）</p> <p>百 厚生年金基金、<u>厚生年金基金連合会</u>、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事</p> <p>百の二 百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>